

# 介護保険料大幅引上げの一方制度改悪



## 米原市民報

日本共産党米原市議員  
山脇正孝 Tel.52-1093  
日本共産党湖北地区議員団  
事務局 藤田正雄 Tel.55-1527

# 介護用品助成（おむつ助成）が大巾減額

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

在宅で介護をされている市民の方から本年4月からおむつ代の助成が無くなること、アマネさんから聞いたとの通報がありました。確認したところ、まったくの廃止ではないが大幅な金額削減や今まで支給対象であった方が支給されないという状況にあることが分かりました。当局はこのことについて議会に説明を行なったとの事ですが許されません。

### 6千円が4千円、4千円が2千円 市民税課税世帯は不支給

今度の制度見直しで支給区分が大きく変わりました。

- 対象者
- ・米原市の介護保険被保険者で、在宅であること。
- ・要介護認定を受け、認定調査で「排尿」「排便」の項目で介助・見守りが必要な方
- 支給区分表
- （変更前・3月まで）

対象者		助成額（月額）
階層区分	要介護区分	
市民税非課税世帯	4・5	6000円
市民税課税所帯	4・5	3000円
市民税非課税所帯	3	4000円
市民税課税所帯	3	2000円
市民税非課税所帯	1・2	2000円
市民税課税所帯	1・2	1000円

（変更後・4月から）

対象者		助成額（月額）
所得段階	要介護区分	
本人：非課税 世帯：非課税 介護所得段階 （第1～3段階）	4・5	4000円
	1・2・3	2000円

要約すれば、金額は大きく下がり、市民税の課税所帯は助成がなくなります。

すでに報道したように、4月からの介護保険料は基準額で15%・月額890円の引上げが行なわれます。そのような状況で「おむつ助成」が改悪され、在宅で介護されている方々には厳しい措置です。このような見直しの取り消しを強く求めたいと思います。このことについて以前介護保険を担当されていた方に意見を求めました。

### 在宅介護に対する支援が大切

《元介護保険担当者の話》  
今介護保険制度は制度的にも、財政的にも厳しい状況にあります。このような中で在宅介護を支援することとは、重要な事と認識し制度設計をしてきました。施設入所が難しい中、在宅の支援制度を削減することは問題があります。

### 年々高くなる介護保険料は生活保護基準以下に

### 介護保険料引き上げで生活保護基準以下に

また元介護保険担当者から次の話がありました。

### 《元介護保険担当者の話》

介護保険料の徴収は、原則、年金からの天引きで徴収されます。年金支払い月は偶数月の年6回です。そのため4月・6月・8月は前年度の基準で前年度と同額が天引きされます。10月・12月・2月の3回で現年度保険料徴収分が調整されるのが原則です。今回の大幅引上げがあれば、3回分で1年分が調整され15%引上げは10月・2月までは30%引上げの保険料が天引きされることとなります。年金

を生活の基本収入としている高齢者は生活が成り立たない事になります。生活保護基準以下になる世帯も予想されます。たしかに介護保険料の天引き額の変更は中間でも一度位は可能と聞いていますが、具体的な運用は市に任されています。天引き額に十分注意をする必要があります。

### 雑感

25日山東公民館で米原革新懇主催の伊吹山の景観と環境に関する講演会が開催されました。講師は地元の高橋滝治郎さんです。市外からも多くの方が参加されました。日本百名山に数えられ、多くの貴重な草花が咲き誇る伊吹山が危機的な状況にあり、保存活動が続けられていることが分かりました。活動をされている方々に敬意を表します。しかし北側の碎石の採掘は70年をたつたいまでも継続されています。確かに伊吹山の資源に頼って多くの住民が生活してきたことは事実ですが、環境の重要性が強調される現在、過去のしがらみを断ち切り、伊吹山まるごとをまもることが、現在に生きる我々の使命であるように思います。

